

護保険施設等に対して、口頭での指導のみでは是正改善報告を求める文書による指導が行われていない事例が認められた。法令等に抵触する事項は早急に是正改善を図り、適切なサービスの提供に資する必要があるので、文書により是正改善報告を求め、その改善状況を確認されたい。

- ④ 福祉事務所及び保健所等の機関に指導監査にかかる業務を委任している都道府県が見受けられるが、これらの都道府県においては、統一した方針のもとに指導が行われ、また、介護保険施設等のそれぞれに対する指導に差異が生じないよう研修会、連絡会議等を開催して一定の指導水準の確保を図るとともに、これら機関による指導の実施状況を的確に把握し、必要に応じ、本庁の介護保険担当課による十分な助言を行うこととされたい。
- ⑤ 介護保険施設等の指導結果の通知及び改善報告書の内容については、利用者保護等の観点から事業者等の活動区域に所在する市町村（保険者）への情報提供及び利用者等への情報開示について十分配慮することとされたい。

#### （ウ）適切な苦情の処理について

都道府県に寄せられた苦情については、必要に応じて市町村、国民健康保険団体連合会等へ連絡を行うなど関係機関と連携を図って適切に処理することが重要である。

また、市町村（保険者）等に寄せられた情報についても、市町村（保険者）の内部において適切に処理されることは当然であるが、介護保険施設等に係る人員、設備及び運営に関する基準に違反又は違反の疑いのある情報については、介護保険施設等に対する指導監査権限及び指定取消処分等の権限を有する都道府県に対して情報提供がなされることが極めて重要であるので、都道府県及び市町村等関係機関において苦情の処理の事務が有機的に行われるよう努められたい。

## イ 市町村（保険者）に対する指導について

平成13年度に国が都道府県と合同で実施した市町村（保険者）の指導等の結果、要介護（要支援）認定事務、保険料の徴収事務及び利用料の減免について改善、検討すべき点が認められたので、下記の事項を踏まえ指導を実施されたい。

### （ア）要介護（要支援）認定事務の適正な処理について

#### ① 要介護（要支援）認定申請及び要介護（要支援）更新申請事務の円滑な処理

要介護（要支援）認定に当たり、申請日から30日以内の法定期間内に処理されていない事例が多く認められる市町村（保険者）が見受けられ、その理由としては、主治医意見書の提出の遅れや認定審査会開催数の不足等があげられている。

また、延期通知が適切に発出されていない市町村（保険者）も見受けられた。

については、利用者保護の観点から原因を分析し、その解消に努めるよう指導され、やむを得ず法定期間内に処理することが困難な場合にあっては、認定延期通知書の発送が遅滞なく行われるよう併せて指導されたい。

#### ② 要介護（要支援）認定に係る主治医意見書の管理の徹底

介護保険施設入所者の主治医意見書が未封のまま当該施設職員である認定調査員が作成した認定調査票と同一の封書にて市町村に返送された事例が見受けられた。要介護（要支援）認定事務を適切に行うためには、主治医意見書に係る情報の取り扱いについて特に注意を払うことが重要であるので、市町村（保険者）に対して指導の徹底を図られたい。

#### ③ 要介護（要支援）認定に係る調査員の資格の確認

認定調査に係る介護保険施設等との委託契約を更新する際、当該委託施設等の認定調査員の資格を確認していない事例が見受けられた。要介護（要支援）認定は、介護保険給付の要件である要介護状態等にあることを確認するものであり、認定業務の公平・公正な実施は、介護保険制度に対する信頼を確保する上で極め

て重要であるので、委託契約を更新する場合においても、委託を受けた介護保険施設等に所属する介護支援専門員等であって、都道府県が実施する認定調査に関する研修を修了している者であるかどうか確認されるよう指導されたい。

#### (イ) 保険料の適正な徴収について

##### ① 保険料の減免について

市町村（保険者）における保険料の取扱い状況をみると、低所得者に対する保険料を減免している市町村（保険者）が見受けられた。市町村（保険者）の判断により低所得者の保険料に関し独自の施策を講じる場合であっても、国民皆で制度を支える介護保険法の本旨に照らすと、

- ・ 保険料の全額免除
- ・ 資産状況等を把握しない一律の減免
- ・ 保険料減免分に対する一般財源の繰入

或いは、これらと同様の結果となる措置は適当ではないと考えている。

については、保険料の減免を上記のような方法により行っている市町村（保険者）に対しては、制度の趣旨を踏まえ前記3原則を逸脱したものとならないよう指導するとともに、他の市町村（保険者）への指導に当たっても、同様の趣旨の周知を図られたい。

##### ② 保険料滞納者の管理について

第2号被保険者のうち、要介護（要支援）認定の申請を受けた者に係る未納保険料等が把握されていない状況が見受けられた。要介護認定をうけた第2号被保険者に未納医療保険料等がある場合には給付制限がかかることとなるので、第2号被保険者に係る要介護（要支援）認定申請受理情報の医療保険者への提供及び医療保険者からの保険料滞納状況の把握を適切に実施されたい。

また、要介護認定をうけた第1号被保険者が、納期限から1年間保険料を納付しない場合には、保険給付の支払い方法を介護保険施設等への代理受領による支

払から償還払いに変更することとされている。については、該当者を的確に把握するとともに、給付制限等の措置を講じる前に、この措置についての周知やきめ細やかな納付相談を実施し、この措置を講ずる者が生じないよう指導されたい。

#### (ウ) 利用料の減免について

市町村（保険者）における介護給付を受けた利用者が支払うべき利用料の取扱い状況をみると、市町村（保険者）の独自の判断により、負担能力に関係なく全額を、又は一律に肩代わりしている市町村（保険者）が見受けられた。

介護保険の利用者負担は、サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性や適切なコスト意識の喚起の観点から設けられたものであり、市町村（保険者）において地域の実情に応じ特別な配慮を行う場合であっても、制度の趣旨を踏まえ、節度をもった対応が求められるところである。

また、利用者が支払うべき利用料を肩代わりする方式ではなく、国の「社会福祉法人の利用者負担軽減」と同様の仕組みを民間企業や医療法人等に広げるとともに、対象サービスの範囲を拡大している市町村（保険者）が見受けられた。

社会福祉法人の利用者負担軽減は、社会福祉事業を任務とし慈善博愛の精神に則って低所得者の負担軽減を行うことが期待され、非課税で寄付金収入も想定できる社会福祉法人に限って特別に認められているものであり、社会福祉法人以外の民間企業や医療法人等がこうした措置を実施する場合又は対象サービスを社会福祉事業以外の事業に拡大する場合は、介護サービス費用の9割を給付するという介護保険の仕組みそのものや運営基準に反するおそれがあるものであり、適当ではない。

については、利用料の減免を上記のような方法により行っている市町村（保険者）に対しては、引き続き制度の趣旨について理解を求めるよう努められたい。

#### ウ 介護保険施設等の適正な運営の確保について

平成13年度に国が都道府県等と合同で実施した介護保険施設等の指導の結果においては、人員、設備及び運営に関する基準等の理解不足等からこれら基準等が遵守さ

れておらず、是正改善指導を行った介護保険施設等も散見されたところであり、利用者に対する適切なサービス提供の確保を図る観点から、下記の事項を踏まえ指導及び監査を実施されたい。

(ア) 人員に関する基準及び勤務体制の確保について

介護保険施設等に配置しなければならない職員については、厚生省令で定める人員に関する基準に定められているが、これまでに指定取消の行政処分や是正指導が行われた事例において、事業所等の職員数が基準数を下回っていたり、一定の資格を有する者によりサービスの提供を行わなければならないにもかかわらず無資格者によるサービスが行われている状況が認められた。このような状況が放置されると、介護保険給付の上で格差を生じ、利用者にとって不利益となり、ひいては介護保険制度の信頼をも失うこととなる。人員に関する基準を満たす職員配置の確保と、適切な職員によるサービスの提供が行われるよう指導の徹底を図られたい。

(イ) 内容及び手続の説明、同意について

介護保険施設等は、介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について利用申込者の同意を得なければならないこととなっている。しかしながら、重要事項を記した説明文書に、「事故発生時の対応」、「利用料その他の費用の額」、「苦情処理の体制」等について記載されていない事例が見受けられたところであるので、利用者保護の観点に立ち、利用申込者がサービスを選択するために必要となる重要事項に記載漏れがないよう指導の徹底を図られたい。

(ウ) 掲示について

介護保険施設等は、施設、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重

要事項を掲示しなければならないこととなっている。しかしながら、重要事項が掲示されていない介護保険施設等が相当数見受けられたので、利用者保護の観点に立ち、適切に掲示が行われるよう指導の徹底を図られたい。

#### (エ) 身体拘束の廃止について

介護保険施設等においては、介護サービスの提供に当たって、入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならないとされている。例外として極めて限定期に身体拘束を行うときには、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由について記録することが義務づけられている。しかしながら、緊急やむを得ない場合以外に身体拘束が行われている事例や、身体拘束に係る記録が整備されていない事例が認められたところである。

身体拘束の廃止の取組みについては、「身体拘束ゼロ作戦」の推進について（平成13年4月6日老発第155号）により通知されているところであるので、①各都道府県の「身体拘束ゼロ作戦推進会議」の開催や相談窓口の設置、シンポジウムの開催など創意工夫の上、様々な機会を積極的に設けて意識啓発に努める、②介護保険施設等全体で取り組む方針を徹底するため、施設等内に「身体拘束廃止委員会」を設置するなどして介護職員、看護職員等を応援する態勢を整えるよう指導する、など積極的な取り組みが必要である。

また、指導の対象となるような身体拘束が確認された後、改善計画の作成やケアの是正等の指導を行っても、改善計画の作成や身体拘束の廃止が行われない場合等については監査の対象とし、監査を行った結果においても、指導に従わず身体拘束が日常的に常態化している場合など介護保険施設等の指定の基準に従って運営ができないと認められる場合及び報告徵収、質問、立入検査等に従わない場合については、指定取消も含めた厳正な対応をされたい。

#### (オ) 利用料等の受領について

介護保険施設等の利用料等の受領については、人員、設備及び運営に関する基準等でその取扱いが定められているが、保険給付対象のサービスと明確に区分されにくい「あいまいな名目による費用の受領」が行われると、保険給付そのものの信頼を失うこととなるので、適切な利用料等の受領が行われるよう下記の点に留意の上、引き続き指導の徹底を図られたい。

- ① 保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないか
- ② 費用の内訳が明らかにされているか
- ③ 対象となる便宜又はその額は、運営規程に定められ、重要事項として見やすい場所に掲示されているか
- ④ 受領する額は、対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われているか
- ⑤ 受領について利用者等又は家族等に事前に十分な説明を行い、その同意を得ているか
- ⑥ 当該同意については、サービス内容及び費用の額を明示した文書に利用者等の署名を受けることにより行われているか

(カ) サービス計画の作成について

介護保険施設等がサービス計画を作成するに当たっては、利用者及び家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題等に基づき、サービスの提供に関する従業者で協議することとなっている。しかしながら、個人毎の具体的なサービス計画が作成されていない事例や、特定の職員が作成し関係する従業者間での協議が十分行われていない事例等が見受けられたところであるので、サービスの質の確保及び利用者保護の観点に立ち、適切なサービス計画が作成されるよう指導の徹底を図られたい。

(キ) 介護給付費の算定及び取扱いについて

介護給付費の請求に関して以下のような誤った請求事例が散見されたところであ

るので、介護保険制度の信頼確保及び利用者保護の観点に立ち、適正な介護給付費の請求が行われるよう指導の徹底を図られたい。

- ① 身体介護中心型や複合型の訪問介護を3級ヘルパーが行った場合は、所定単位数の95%を算定することとされているが、減算をしないで算定していた事例
- ② 専ら機能訓練指導員の指導に従事する常勤の理学療法士等が配置されていない期間について、機能訓練指導体制加算が算定されていた事例
- ③ 特別な療養環境の提供（特別な居室）により特別の料金を徴収している入院患者について、病院療養型病床群療養環境減算を行わないで算定していた事例
- ④ 併設する指定短期入所生活介護事業所から引き続き施設入所した者の初期加算を、施設入所日から30日間算定していた事例
- ⑤ 入所者の外泊期間中に同意を得て、そのベットを短期入所生活介護に活用し、入院又は外泊時の費用を算定していた事例

#### （ク）指定の取消しについて

平成13年9月28日開催の「全国介護保険担当課長会議」以降、各都道府県から報告いただいた指定取消等事例の概要は別紙のとおりである。

また、指定取消処分を受けた事業者、及び指定取消処分には至らなかったが指定取消処分に準ずる不祥事を起こした事業者については、厚生労働省ホームページ「トピックス／介護保険制度について」中「お知らせ」欄に「介護保険事業所及び施設の指定取消等事例」として掲載しているので、参考とされたい。

なお、当分の間、全国的に整合性のとれた指導・監査の実施を確保する観点から、指定取消等の介護保険法に基づく行政処分の必要性が考えられる場合には、速やかに当室あてに連絡するようお願いしたい。

#### エ 指導監査実施状況等の提出について

平成13年度に各都道府県等が実施した指導監査の実施状況等を把握したいので、その状況を平成12年度の実施結果報告と同様、平成13年3月12日老指第2号に

より作成し、提出願いたい。

#### (4) 老人福祉施設等の指導監査について

##### ア 老人福祉施設に対する指導監査の実施について

老人福祉制度における健全かつ適正な措置等の実施の確保を図るための技術的助言の一環として、平成12年5月12日老発第481号厚生省老人保健福祉局長通知「老人福祉施設に係る指導監査について」の別添として、「老人福祉施設指導監査指針」をお示ししているところであるので、引き続きこれを参考の上、適切な指導監査の実施を図られたい。

##### イ 措置事務に対する指導について

市町村における措置の事務の実施状況に関し、適正な入所措置、訪問調査、費用徴収事務の確保等が図れるよう、引き続き指導をお願いしたい。

##### ウ 指導監査実施状況等の提出について

平成13年度に各都道府県等が実施した指導監査の実施状況を把握したいので、その状況を平成12年度の実施結果報告と同様、平成13年3月12日老指第3号により作成し、提出願いたい。

#### (5) 国における指導体制及び平成14年度の実地指導について

##### ア 国における指導体制

国における介護保険関係の指導については、引き続き本省及び全国7ヶ所の地方厚生局で行うこととしている。

##### イ 平成14年度の実地指導について

(ア) 本省における指導について

特別介護指導官（5名）の体制で、次の区分に応じて本庁に対し指導を実施することとしている。

- ① 介護保険事務（保険者指導を含む）・・・ 全都道府県
- ② 保険者事務 ・・・・・・・・・・・・政令指定都市  
(保険者として対象、3年に1回)
- ③ 介護保険指定事務（開設許可を含む）・・ 全都道府県
- ④ 介護保険指導監査事務 ・・・・・・・・全都道府県、保健所政令市、特別区
- ⑤ 老人福祉指導監査事務 ・・・・・・・・全都道府県、政令指定都市、中核市
- ⑥ 地方厚生局の圏域を越える国所管の社会福祉法人（2年に1回）

(イ) 地方厚生局における指導について

介護保険指導官（4名）及び介護サービス指導官（11名）を各地方厚生局に配置しており、この体制で市町村（保険者）及び介護保険施設等の事業者に対する指導を、次の区分に応じて、各都道府県又は保健所政令市及び特別区と合同で実施することとしている。

① 市町村（保険者）に対する指導について

全都道府県の1/2を対象とし、次の市町村（保険者）に対して実施。

- ・中核市及び保健所政令市は、4年に1回
- ・特別区は、1回3～4ヶ所
- ・その他、保険料収納率が悪化している市町村等

② 介護保険施設等に対する指導について

全都道府県、保健所政令市、特別区を対象とし、次の施設・事業者に対して実施。

- ・原則として、1都道府県当たり2ヶ所
- ・保健所政令市及び特別区については、1市・区当たり1ヶ所の介護老人保健施設

③ 各地方厚生局管内の国所管の社会福祉法人（2年に1回）

ウ 国所管法人に対する指導監査及び当該法人の行う社会福祉事業に対する指導監査との連携について

社会福祉法人の組織運営は、同法人の行う社会福祉事業の実施状況と密接に関連すること等から、事務の簡素合理化等を図るため、国所管法人に対する指導監査を行うに当たっては、同法人本部の所在する都道府県、指定都市又は中核市が行う同事業に対する指導監査とできる限り併せて実施したいと考えているのでご協力願いたい。

エ 全国介護保険指導担当係長会議の開催について

市町村（保険者）指導及び介護保険施設等指導を担当する係長会議を5月13日（月）に開催する予定であるのでご了知願いたい。

才 平成14年度 介護保険指導等実施計画(案)

	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
本 省	広島県 広島市(保険者)	青森県 岩手県 福島県 長野県 山梨県 滋賀県 福岡県 宮崎県 北九州市(保険者)	北海道 新潟県 埼玉県 富山県 大分県 石川県 三重県 京都府 大阪府 兵庫県 鳥取県 島根県	秋田県 千葉県 東京都 神奈川県 岡山县 佐賀県 長崎県 川崎市(保険者) 大阪府 兵庫県 鳥取県 島根県	宮城県 静岡県 愛知県 滋賀県 奈良県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 熊本県 鹿児島県 仙台市(保険者)	茨城県 栃木県 和歌山県 沖縄県 法 人(静岡) 法 人(東京)	法 人(広島) 法 人(東京)	法 人(京都) 法 人(大阪)	法 人(札幌市) 法 人(鹿児島)
	北海道								
	東 北	青森県	山形県 宮城県						
	関東・信越 東海・北陸	群馬県		神奈川県	茨城県				
	近畿			和歌山県	京都府 兵庫県	富山県	福井県	岐阜県 愛知県	千葉県
	中国・四国 九州	島根県 徳島県 廣島県 愛媛県							
	北海道	北海道(〇〇支庁)	青森県 小樽市	北海道(〇〇支庁)	北海道(〇〇支庁)				
	東 北	山形県 福島県	秋田県	仙台市	岩手県	宮城県	岩手県	福島県	
	関東・信越 東海・北陸	群馬県 千葉県 新潟県	神奈川県 法 人(〇〇)	茨城県 埼玉県 法 人(〇〇)	長野県 新潟市 法 人(〇〇)	東京都 山梨県 法 人(〇〇)	千葉市 特別区(1)		
	近畿	愛知県	静岡県	富山市	石川県	富山県		三重県	
厚 生 局	施設・事業者 指導	兵庫県 倉敷市 中国・四国 九州	滋賀県 京都府 愛媛県 福岡市	奈良県 姫路市 香川県 長崎県	和歌山県 徳島県 高知県 大分県 熊本県 鹿児島県	福井県 大阪府 法 人(京都) 法 人(大阪) 法 人(四國)			

## 別 紙

### 最近における主な指定取消等事例について

(平成13年10月1日から 平成14年1月末日まで)

NO	県名	開設者名	事業種別	指定取消等年月日
1	東京都	特定非営利活動法人 東京社会福祉振興会	居宅介護支援事業	平成13年10月19日
2	大阪府	社会福祉法人 真寿会	居宅介護支援事業	平成13年10月25日
3	大阪府	医療法人 錦生会	居宅介護支援事業	平成13年11月26日 (指定取消前提の聴聞日) 平成13年11月15日 (廃止年月日)
4	長崎県	社会福祉法人 長崎ボランティア協会	居宅介護支援事業	平成13年12月7日
5	京都府	赤嶺診療所	通所リハビリテーション事業	平成13年12月28日
6	三重県	有限会社 プロデュス	居宅介護支援事業 訪問介護事業	平成14年1月31日

NO 1

## 指定取消等の概要

(東京都)

区分	内容
介護サービスの種類	居宅介護支援
開設者名 主たる事務所の所在地 代表者の職氏名	特定非営利活動法人 東京社会福祉振興会 東京都大田区 理事長 渡邊 敏
不祥事等の概要	1. 当該事業所を経営する法人の代表者である理事長は、介護支援専門員の資格がないにもかかわらず、当該事業所に登録はされているが、実際には勤務していない介護支援専門員の名前で居宅サービス計画を作成し、不正に居宅介護サービス計画費を請求した。 2. 理事長は、当該事業所の介護支援専門員でない者に、居宅介護サービス計画を作成させ、不正に居宅介護サービス計画費を請求し受け取っていた。
指定の取消事由及び介護保険法の適用条項号	居宅介護サービス計画費の請求に関し不正が認められること。 (介護保険法第84条第1項第4号)
指定取消年月日	平成13年10月19日
介護保険法第22条に基づく不正請求の返還額及び加算の有無	返還額 80,640円 (40/100の加算を含む。)

NO 2

## 指定取消等の概要

(大阪府)

区分	内容
介護サービスの種類	居宅介護支援事業
開設者名 主たる事務所の所在地 代表者の職氏名	社会福祉法人 真寿会 滋賀県神崎郡能登川町 (事業所の所在地は、大阪府枚方市) 理事長 堤 英男
不祥事等の概要	当該法人は、介護支援専門員実務研修受講試験の出願に必要な実務経験証明書の虚偽記載に関与し、法人職員に当該資格を不正に取得させるとともに、当該職員を傘下の指定居宅介護支援事業所において介護支援専門員として業務を行わせ、不正に居宅介護サービス計画費及び居宅支援サービス計画費を受け取っていた。
指定の取消事由及び介護保険法の適用条項号	居宅介護サービス計画費又は居宅支援サービス計画費の請求に関する不正が認められること。 (介護保険法第84条第1項第4号)
指定取消年月日	平成13年10月25日
介護保険法第22条に基づく不正請求の返還額及び加算の有無	返還額 5,558,226円 (40/100の加算を含む。)

NO 3

## 指定取消等の概要（聴聞実施前に廃止届提出）

(大阪府)

区分	内容
介護サービスの種類	居宅介護支援事業
開設者名 主たる事務所の所在地 代表者の職氏名	医療法人 銀生会 大阪府八尾市 理事長 板倉直明
不祥事等の概要	当該法人は、介護支援専門員実務研修受講試験の出願に必要な実務経験証明書の虚偽記載に関与し、当該資格を不正に取得した者を雇い入れるとともに、傘下の指定居宅介護支援事業所において介護支援専門員として業務を行わせ、不正に居宅介護サービス計画費及び居宅支援サービス計画費を受け取っていた。
指定の取消事由及び介護保険法の適用条項号	居宅介護サービス計画費又は居宅支援サービス計画費の請求に関する不正が認められること。 (介護保険法第84条第1項第4号)
指定取消等年月日	指定取消を前提とした聴聞日 平成13年11月26日 廃止年月日 平成13年11月15日
介護保険法第22条に基づく不正請求の返還額及び加算の有無	返還額 約7,007,980円(40/100の加算を含む。)

## 指定取消等の概要

(長崎県)

区分	内容
介護サービスの種類	居宅介護支援事業
開設者名 主たる事務所の所在地 代表者の職氏名	社会福祉法人 長崎ボランティア協会 長崎県長崎市 理事長 山本いま子
不祥事等の概要	<p>1 当該事業所は、開設当初から常勤勤務の介護支援専門員を配置していない状況が認められた。(一部の月において、常勤勤務者あり)</p> <p>また、当該事業所は、常勤の介護支援専門員を配置していないことから、平成13年10月1日から平成14年4月1日までの間、休止届を提出している。</p> <p>2 当該事業所は、併設の指定訪問介護事業所（開設者同じ）のサービス提供責任者（介護支援専門員の資格なし）にケアプランを作成させ、当該事業所の介護支援専門員が作成し給付管理したものとして、国民健康保険団体連合会に請求を行い、不正に居宅介護サービス計画費又は居宅支援サービス計画費の支払いを受けていた。</p>
指定の取消事由及び介護保険法の適用条項号	居宅介護サービス計画費又は居宅支援サービス計画費の請求に 関し不正が認められること。 (介護保険法第84条第1項第4号)
指定取消年月日	平成13年12月7日
介護保険法第22条に基づく不正請求の返還額及び加算の有無	返還額 2,540,160円 (40/100の加算を含む。)

## 指定取消等の概要

(京都府)

区分	内容
介護サービスの種類	通所リハビリテーション
開設者名 主たる事務所の所在地 代表者の職氏名	赤嶺診療所 京都府京田辺市 赤嶺敬之
不祥事等の概要	<p>1 当該事業所は、理学療法士又はリハビリ経験を有する看護婦が各事業単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて常時1人以上配置されていなければならないにもかかわらず、大部分の日において配置されていなかつた。また、当該事業所は、労働者派遣法に基づき派遣が認められていない看護婦、理学療法士等の派遣を受け、診療所職員ではない者によるサービス提供を行つていた。</p> <p>2 当該事業所は、事業単位を2単位として指定されているが、実際には単位の区分なく一体的に運営されており、事実上常時の定員超過状態であることから、本来は介護報酬の請求を70／100に減算して請求しなければならないにもかかわらず、減算せずに請求していた。</p> <p>3 当該事業所は、京都府が実施した従業者の事情聴取に対し、氏名・経歴等を偽った者を出席させ、また、職員が勤務したかのように装う虚偽の出勤簿やタイムカード等の書類を提出した。</p> <p>4 当該事業所は、京都府が実施した一部職員の事情聴取に対し、職員の同意を得られない等の虚偽の理由を付けて拒否した。</p> <p>5 当該事業所は、経験を有さない看護婦の履歴等を経験を有するかのように偽造し、虚偽の指定申請を行つた。</p>
指定の取消事由及び介護保険法の適用条項号	<p>1 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に規定される従業者の員数を満たすことができなくなったと認められること。(介護保険法第77条第1項第1号)</p> <p>2 介護報酬の請求に関し不正が認められること。 (介護保険法第77条第1項第3号)</p> <p>3 京都府が命じた報告に対し、虚偽の報告を行つたと認められること。(介護保険法第77条第1項第4号)</p> <p>4 京都府が求めた従業者の出頭に対し、一部従業者が出頭に応じなかつたこと及び虚偽の従業者を出頭させたと認められるこ と。(介護保険法第77条第1項第5号)</p> <p>5 指定申請の際に、虚偽の申請を行つたと認められること。 (介護保険法第77条第1項第6号)</p>
指定取消年月日	平成13年12月28日
介護保険法第22条に基づく不正請求の返還額及び加算の有無	返還額 約5千万円 (40/100の加算を含む。)

NO 6

## 指定取消等の概要

(三重県)

区分	内容
介護サービスの種類	訪問介護事業 居宅介護支援事業
開設者名 主たる事務所の所在地 代表者の職氏名	有限会社 プロデュス 三重県津市 代表取締役 山本博行
不祥事等の概要	<p>1 事業者は、当該訪問介護事業所において平成13年4月から平成13年11月の間、訪問介護サービスに係る介護給付費を水増しして請求した。</p> <p>2 事業者は、当該居宅介護支援事業所において平成13年4月から平成13年11月の間、当該訪問介護事業所に係る虚偽の給付管理票を提出した。</p>
指定の取消事由及び介護保険法の適用条項号	<p>1 介護報酬の請求に関し不正が認められること。 (介護保険法第77条第1項第3号)</p> <p>2 「指定居宅介護支援事業の運営に関する基準」に従って適正な事業運営ができなくなったと認められること。 (介護保険法第84条第1項第2号)</p>
指定取消年月日	平成14年1月31日
介護保険法第22条に基づく不正請求の返還額及び加算の有無	返還額 約2千万円 (40/100の加算を含む。)

(参考)

平成12年度以降の主な指定取消等事例について(平成13年9月末まで)

NO	県名	開設者名	事業種別	指定取消等年月日
1	宮崎県	医療法人社団 雄和会 八田病院	介護療養型医療施設	平成12年8月10日
2	宮崎県	都島クリニック	通所リハビリテーション事業	平成12年8月31日
3	栃木県	たんぽぽホームヘルプ 有限会社	訪問介護事業	平成12年10月31日
4	熊本県	有限会社 ホンダ介護 サービスセンター	訪問介護事業	平成12年11月20日
5	和歌山県	キワシルバーサービス 株式会社	訪問介護事業	平成13年3月2日
6	大阪府	医療法人 第一会	通所リハビリテーション事業	平成13年3月5日 (指定取消前提の聴聞日) 平成13年2月20日 (廃止年月日)
7	福島県	医療法人 桂生会	介護療養型医療施設	平成13年3月31日
8	東京都	合資会社 久康堂	訪問介護事業 居宅介護支援事業	平成13年4月27日 平成13年5月15日
9	和歌山県	有限会社 青葉	居宅介護支援事業	平成13年5月14日 (廃止年月日)
10	新潟県	特定非営利活動法人 下越支援ネットワーク	訪問介護事業 訪問入浴介護事業 居宅介護支援事業	平成13年6月1日 平成13年6月1日 平成13年6月1日
11	三重県	有限会社 タニグチ	訪問介護事業	平成13年6月21日
12	京都府	有限会社 ライフサポートひまわり	訪問介護事業 居宅介護支援事業	平成13年6月25日
13	長崎県	社会福祉法人 龍美会	訪問介護事業	平成13年6月25日 (指定取消前提の聴聞日) 平成13年6月20日 (廃止年月日)
14	北海道	有限会社幸栄会	訪問介護事業	平成13年8月6日
15	長崎県	有限会社 エイエムエスカンパニー	痴呆対応型共同生活介護事業	平成13年9月21日

## (6) 平成14年度介護給付費負担金等に係る執行計画の概要について

平成14年度の介護給付費負担金等に係る現時点での執行の予定は別表のとおりであるので了知願いたい。

### ア 介護給付費負担金について

- ① 介護給付費負担金については、予算の適正な執行という観点から、交付申請に当たっては、各保険者における介護給付費の動向、介護サービス基盤の整備状況等を十分に勘案し、的確な所要額の把握に努められるようお願いしたい。
- ② なお、昨年、平成12年度の介護給付費負担金等の実績確定作業において、一部の道県で、本来同額であるはずの介護給付費負担金と介護給付費交付金の事業実績における介護給付費の報告数値に差異が生じていたため、平成12年度負担金の額の確定作業に支障が生じ、確定事務処理が遅延することとなったことから、今後、このような事態が生じないよう、管内保険者に周知徹底願いたい。

### イ 介護給付費財政調整交付金について

- ① 平成14年度の調整交付金の交付額を算定するに当たり必要な「後期高齢者加入割合補正係数」及び「所得段階別加入割合補正係数」については介護保険事業状況報告により把握することとしているが、同報告で把握することのできない「所得段階別第1号被保険者数（平成14年4月1日）」、「国保連への審査支払の委託に係る経費」及び「特別調整交付金算出基礎表（災害関係）」については平成15年1月に別途調査を行うこととしている。
- ② なお、平成12年度の調整交付金の算定において、交付額の決定（調整率の決定）後に交付額算定の基礎となる調整基準標準給付費額等の諸係数の数値が誤っていたとの申し出が多数の保険者より報告された。

調整交付金は制度上、給付費の総額の5%を当該年度において実績に基づき確定的に交付するものであり、実績報告においても原則過不足は生じないはずであるが、平成12年度においては多数の保険者で過不足が生じ、実績確定のための事務処理に相